

1 2 かごしまブランドマーク使用規程

〔かごしまブランド推進本部〕

1 目的

かごしまブランドマーク（以下「ブランドマーク」という。）の使用規程を次のとおり定める。

2 ブランドマークのデザイン



あお	南国の広い青空
みどり	大自然のもたらす恵み
オレンジ	人の情熱
あか	鹿児島県の象徴としての太陽

3 ブランドマークに関する権利

ブランドマークに関する著作権等の権利は、鹿児島県に属する。

4 使用許諾

(1) 申請

ブランドマークの使用を希望する者は、申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、かごしまブランド推進本部長（以下「推進本部長」という。）に提出し、その承認を得なければならない。

ただし、次の場合は、かごしまブランド製品（以下「ブランド製品」という。）以外をブランド製品と誤認させないことを条件に、ブランドマークの使用に承認を要しないが、エ及びオの場合は、推進本部長に届出書（別記第2号様式）を提出するものとする。

ア かごしまブランド団体（以下「ブランド団体」という。）が、ブランド製品の出荷・販売促進を目的に使用する場合

イ 報道機関、行政機関が、報道及び広報を目的に使用する場合

ウ 大学等の学術研究を目的とする機関・団体等が、学術研究の目的で使用する場合

エ 小売業等のブランド製品を取り扱う事業者が、ブランド製品の販売促進を目的に使用する場合

オ 飲食業、食品加工事業者等のブランド製品を取り扱う事業者が、ブランド製品を素材に活用した商品の販売促進を目的に使用する場合

(2) 承認

推進本部長は、申請の内容を審査し、適正と認める場合は、使用に必要な条件を付した上で、別記第3号様式により使用を承認することができる。

5 使用料

ブランドマークの使用料は、無償とする。

6 経費等の負担

かごしまブランド推進本部（以下「推進本部」という。）は、この基準による使用承認の申請、使用承認その他のブランドマークの使用に関する一切の経費又は役務を負担しない。

7 使用の取り消し

本部長は、次の各号のいずれかに該当場合は、別記第4号様式によりブランドマークの使用承認を取り消し、作成物の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 使用者がこの基準に違反したと認められる場合
- (2) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (4) その他ブランドマークの使用継続が不相当であると認められた場合

8 使用の非独占性

この基準による使用の承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してブランドマークを使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について県の推奨を行うものではない。

9 非保証

推進本部は、使用承認を行った内容についての正確性、適法性、合目的性を保証するものではなく、使用者による使用承認の内容に基づく使用が第三者の権利等を侵害しないこと、又は法令等に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

10 事故、苦情等の処理

使用者は、ブランドマーク使用に伴い事故、苦情等が発生した場合は、自らの責任のもとに誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

11 その他

この基準に定めるほか必要な事項は、推進本部長が定める。

附 則

本基準は、平成30年10月1日から適用する。